

別表 1 5 (認定品目 : 再生資源を含有した外装材)

認 定 基 準	
項 目	基 準
①対象資材	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表 1 5 - 1 に掲げる再生資源を含有した外装材であること。これら以外の再生資源を含有していないこと。</li> <li>外装材の種類は、製品の仕様により別表 1 5 - 2 のとおり区分する。</li> </ul>
②品質性能	以下の規格に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>窯業系サイディング JIS A 5422</li> </ul>
③再生資源の含有率	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表 1 5 - 1 に掲げる再生資源の合計重量が製品重量の 2 0 % 以上であること。</li> <li>環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りでない。</li> </ul>
④環境安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品又は再生資源が溶出量基準Ⅱ群に適合すること。</li> <li>間伐材、製材廃材等の未利用木材のみを再生資源として用いる場合は、基準は適用しない。</li> <li>上記に定める物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していること。</li> </ul>
⑤品質管理	公的規格等取得工場、準公的規格等取得工場又は ISO 9 0 0 1 認証取得工場で製造等がなされ、当該規格等に沿った品質管理がなされること。
⑥環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 1 5 - 3 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。</li> </ul>

別表 1 5 - 1 「再生資源を含有した外装材」の原料となる再生資源

原料となる再生資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>再・未利用木材 (間伐材を含む。)</li> <li>フライアッシュ</li> </ul>
-----------	--

別表 1 5 - 2 外装材の種類

種類	区分	製品の仕様
窯業系サイディング	①化粧サイディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場で表面に印刷、塗装等の化粧仕上げ (張り仕上げ材を除く。) を施したもの。工場で原料の一部として着色材料を混入したもの、又は素地のままで使用するものを含む。</li> <li>現場での化粧仕上げの必要性がないもの。</li> </ul>
	②現場塗装用サイディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場で化粧仕上げ (張り仕上げ材を除く。) をすることを前提に、工場でシーラーを施したもの。</li> <li>現場での化粧仕上げが必要なもの。</li> </ul>

別表 1 5 - 3 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷増減検討項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。
	廃棄	エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。
	再リサイクル	オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。 カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。